

利用の手引き

重要事項説明書

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 福寿荘

社会福祉法人



岩手福寿会

特別養護老人ホーム福寿荘

「事業の目的と運営方針」

《事業の目的》

社会福祉法人岩手福寿会が開設する特別養護老人ホーム福寿荘が行う指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にあると認められるものに対し、適正な施設介護を提供することを目的とします。

《運営方針》

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、可能な限り居宅における生活への復帰を目指すものとします。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

事業者の概要

事業主体	社会福祉法人岩手福寿会
代表者	理事長 芳沢正義
管理者	施設長 小竹徹
所在地	岩手県奥州市水沢上姉体二丁目1番地22
設立	昭和47年4月1日
施設名	特別養護老人ホーム福寿荘
施設種別	介護老人福祉施設
定員	160名（個室64室、3人室32室）
指定番号	岩手県知事 0370400251
指定年月日	平成12年4月1日

主な職員体制と職務内容

- 管理者 / 事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 介護職員 / 介護計画にもとづき入浴、排泄、食事等の介護を行う。
- 看護職員 / 主治医の指示及び心身の状況などを踏まえて主に健康管理を行なう。
- 訓練指導員 / 日常生活を営むのに必要な機能向上訓練と機能減退の予防を行う。
- 生活相談員 / 利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

職員人数（令和7年4月1日現在）

管理者(1)・医師(1)・生活相談員(2)・介護支援専門員(4)・介護職員(60)・看護職員(10)
機能訓練指導員(2)・管理栄養士(1)・調理員(16)・事務職員(8)

栄養管理

栄養ケア計画の作成 / 一人ひとりの食事内容や食事の仕方に応じて管理栄養士が中心となって栄養ケア計画を作成します。

食品類の持ち込み / おやつ・副食の持込みはできますが、適切な栄養量の確保のために原則として栄養食に係る食品類は持込みできません。

医療

協力医療機関 / 社団医療法人啓愛会 美希病院・美山病院
高野歯科クリニック[歯科]

かかりつけ医 / 美希病院・美山病院の医師がかかりつけ医になりますが、疾病によっては、従来の主治医との連携を図り対応します。

回診 / 美希病院・美山病院医師による定期的な回診があります。

緊急時の対応 / 看護職員が責任を持って医療機関と連携を図りながら、対応いたします。

面会

受付け / 事務室カウンターの面会簿にご記入ください。

時間 / 同室者への配慮、また安全管理上午後 9 時以降はご遠慮願います。

場所 / 居室やデイルーム、ご希望の場合は特にお部屋を準備いたします。
但し、感染症等の流行時期は、面会、外出等を制限する場合があります。

宿泊 / ご家族が宿泊を希望される場合はあらかじめお申し出ください。

外出・外泊

申請 / 外出・外泊届けを提出していただきます。体調に差し支えなければ、特に制限を設けておりません。

送迎 / 一時帰宅などで送迎を希望される場合は有料となります。

盆帰省 / ご希望の方が多いため、時期になりましたら確認のためのご案内を差し上げます。

入所後の居室の変更

居室変更のご要望があればお申し出ください。また、心身の状態によっては居室を変更していただく場合がございます。その場合には、費用が異なることへの同意を得た後、居室が変更になった時点で契約内容を変更(更新)します。

施設からのお願い

- ・私物の持ち込みは原則として自由です。
- ・衣類、持ち物に名前を記入する場合があります。
- ・ご家族の住所や連絡先が変わった場合には速やかにお知らせください。
- ・視察や見学などで外来者が多くいらっしゃることもあります。
- ・実習生や研修生を多く受け入れており、介護に携わることもあります。

その他

住所変更 / 施設の住所地が新しい住所になります。

記録の開示 / 介護及び看護の記録は、いつでもご覧になれます。

終末の迎え方 / 当施設では「看取りケア」を行っておりますが、どのような場合もできるだけご家族の意思に添う対応を致します。心配なこと、疑問に思うことについて遠慮なくご相談ください。

お支払い

1ヶ月ごとの会計です(毎月1日から末日まで)

以下の金融機関口座からの自動引き落としの手続きをお願いいたします

- ① 水沢信用金庫
- ② 北日本銀行
- ③ 岩手銀行
- ④ 郵便局
- ⑤ JA岩手ふるさと

*引き落とし日・・・前月分の利用料が翌月25日に引き落としになります。

(25日が土・日・祝日の場合は、翌直近の平日)

ホームの暮らし

ホームの一日

朝	食	/	7時00分～
昼	食	/	12時00分～
夕	食	/	17時30分～
*食事は温冷配膳車で運ばれ、適温の状態に保たれます。 *食事の提供時間や場所は、ご要望があれば変更も可能です。			
入	浴	/	9時～
*体調に差し支えなければ、週に2回以上入浴			
リハビリ		/	[午前の部] 9時00分～ [午後の部] 14時00分～
*個別リハビリ、集団リハビリ、レクリエーションリハビリなど			
クラブ活動		/	14時30分～
※主な日課はチャイムでお知らせします。			

行事とおもな活動

三 大 行 事	/	観音祭り(5月)、ビアガーデン(7月)、秋まつり(10月)
季節行事など	/	新年会、節分、お花見、敬老会、クリスマス会など
クラブ活動	/	書道、茶道、音楽、生け花
余暇活動	/	映画会、ドライブ、旅行、買い物、お食事会、音楽鑑賞など
自治会活動	/	入所者によって運営される、「つくしの会」があります。
そ の 他	/	喫茶コーナーの利用、デイルーム、図書コーナーの利用など他にも生きがいくりと地域交流、ふれあいを目的とした様々な活動があります。

生活支援

介護計画の作成	/	介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人・ご家族と相談しながら介護計画(ケアプラン)を立てます。
訓練計画の作成	/	一人ひとりの体調に合わせて、生活リハビリを中心とした訓練計画を訓練担当職員が作成します。
日常のお世話	/	介護職員・看護職員・訓練指導員が食事、入浴から看護、リハビリの援助を行います。
職員の資格	/	社会福祉士・介護福祉士・看護師・准看護師・管理栄養士 介護支援専門員・社会福祉主事資格を取得しています。
勤務体制	/	3交代勤務で、夜間は宿直者1名、介護職員7名の体制です。
そ の 他	/	生活相談、理美容、移動売店があります。

※6か月に1度、サービス担当者会議を行います。サービス担当者会議は、入所者への適切な介護を目指し、ケアマネジャー、本人、ご家族が共通理解を深めるための会議ですので、ご出席をお願いします。

ご利用にあたり

施設サービスの利用にあたっての重要事項です

予約が必要です

介護保険被保険者証を提示のうえ、申込書に記入していただきます。入所時には契約書を取り交わします。また、契約前の見学や問い合わせはいつでもお受けします。

運営規程を定め法令遵守責任者を置いています

介護保険制度に基づいて運営規程を定め法令遵守責任者を置き、法令を遵守した運営を行っています。運営規程はご要望があればいつでも閲覧が出来ます。 法令遵守責任者／理事長 芳沢正義

個人情報の取扱について

個人情報保護法の指針に沿って、入所者及びご家族の情報は守られます。ただし、よりよいサービス提供のために必要な個人情報を他の施設や関係機関と共有する場合がございます。また、サービスの提供記録は、ご要望があれば開示いたします。

非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しております。また、年間2回以上の避難訓練、誘導、救出等の訓練を実施しています。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
3. 職員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練を実施しています。

業務継続計画の策定等について

1. 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

虐待防止に関する事項について

入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

1. 虐待防止を適切に実施する責任者を設置し、また虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。
2. 虐待防止のための指針を整備しています。
3. 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
4. 虐待防止に関する担当者を選定しています。
＊虐待防止に関する担当者／神田節子
5. サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報します。

急変時の対応と介護事故の予防について

防止対策 / 介護事故をなくすため、日頃から職員による危険発見活動、安全衛生委員会、身体拘束廃止委員会活動を通して、事故を未然に防ぐ取り組みを行っています。また、事故に備えて賠償責任保険に加入しています。

急変時 / 入所者が怪我を負ったり体調が急変した場合には、あらかじめご提出頂いている「緊急時の医療的対応についての意思確認書」に沿って医療機関、ご家族への連絡等速やかに対応します。

事故対応 / 万が一介護事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じると共に、ご家族への状況説明を行います。

(※骨折事故の場合、骨粗鬆症の進行などによりその時期を特定できないこともあります。)

相談・苦情の窓口があります

相談・苦情及びご要望はいつでもお受けします。

- 「相談・苦情よろず箱」があります。また、担当者に直接申し出ることもできます。

※担当：神田節子（相談部門） 菊地知（介護部門） 石川寿子（看護部門）
伊藤ちひろ（栄養部門） 菅沼美雪（短期部門） 只野美幸（総務部門）

- 苦情処理委員会 / 第三者委員も加えた委員会で公正な対応が図られます。

※おもな委員 — 総括責任者／小竹徹 施設部責任者／黒澤優子
第三者委員／菊池千賀子 高橋茂

受付は福寿荘のほかに、奥州市長寿社会課と岩手県国保連合会で受付けております。

【問い合わせ】 奥州市長寿社会課 0197(24)2111 岩手県国保連合会 019(604)6700

契約の終了 — 以下のいずれかに該当する場合、契約を終了します。

1. 入所者が亡くなった場合。
2. 要介護認定で原則として非該当又は要支援、要介護1、2と判定された場合。
但し、要介護1・2の方は、保険者への照会により特例入所となる場合があります。
3. 入所者または家族から退所の希望があった場合。
4. 入所者やその親族による、他入所者や職員に対しての著しい迷惑行為があった場合。
5. 3ヶ月を超える長期間の入院が見込まれる場合。
6. 施設利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これを支払わない場合。

その他留意点について

1. 入所者本人の認知症や障害が重度で意思表示が困難な場合、家族又は後見人に契約していただきます。
2. 他の入所者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは禁じられています。
3. 身体拘束を行わない介護を原則としますが、生命への危険を及ぼす場合など緊急時は行動を制限する場合もございます。また身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

費用 費用(利用者負担)は施設介護サービス費と、居住費・食費・その他の費用があります

1. **施設介護サービス費** 介護度及び保険者より交付される「介護保険負担割合証」の利用者負担割合によって費用が異なります (単位:円/日)

法定費用が含まれています

介護度	基本単位			加 算			
	1割	2割	3割	加算名	1割	2割	3割
要介護1	589	1,178	1,767	日常生活継続支援	36	72	108
要介護2	659	1,318	1,977	看護体制	12	24	36
要介護3	732	1,464	2,196	夜勤職員配置加算	16	32	48
要介護4	802	1,604	2,406	個別機能訓練	12	24	36
要介護5	871	1,742	2,613	生産性向上推進体制加算	10/月	20/月	30/月
				協力医療機関連携加算	50/月	100/月	150/月

*その他、心身の状態に応じて下記以外の加算が該当する場合があります

加算名	1割	2割	3割
療養食加算	6/回	12/回	18/回
褥瘡マネジメント加算	3~13/月	6~26/回	9~39/回
看取り介護加算	72~1,280/日	144~2,560/回	216~3,840/回
初期加算 (入所後30日間算定)	30/日	60/日	90/日
安全対策体制加算 (入所時1回のみ)	20/回	40/回	60/回

*上記の施設介護サービス費に対し『介護職員処遇改善加算』『介護職員特定処遇改善加算』『介護職員等ベースアップ等支援加算』が1本化となり合計14%となります。

2. **居住費** 室料及び光熱水費に相当するもので、部屋のタイプによって異なります

個室 1,231円/日・・・(内訳)室料874円 光熱水費相当357円

3人室 915円/日・・・(内訳)室料510円 光熱水費相当405円

*月の途中の入所及び退所は日割り計算になりますが、入院、外泊等で居室を空ける場合は費用を負担していただきます

*入院、外泊等で居室を空けた場合、空きベッドを在宅の利用者のために短期間提供することもあります (空床の短期入所制度)

3. **食費** 材料費と調理費に相当するものです

定額 1,700円/日

*特別な食事・食品については、別途実費を徴収します

4. **その他の費用**

預貯金管理費・・・3,000円/月

※月の途中の入退所が次の場合原則として半額

入所/16日以降の場合 退所/15日以前の場合

外出・外泊送迎代・・・1,840円~/片道

*片道5kmを超える場合は1kmを超えるごとに250円加算

*通院送迎代:奥州・金ヶ崎圏域の通院は原則無料。遠距離においては、原則、上限を設定
(例 盛岡:遠距離上限金額30,000円)

その他日常生活費・・・実費

*理美容・嗜好品・特別な日用品 など

その他、費用に関して

※〈居室の一時的(避難的)移動の場合〉6日を超える場合、超えた日からその居室における新たな料金が適用になり、居室変更として契約が変更されます

※〈特別の介護が必要な場合〉感染症や認知症などで医師の判断により、個室での特別の介護が必要になる場合は、3人室の費用が適用になります

※〈費用の負担減免制度〉高額介護サービス費・特定入所者介護サービス費・社会福祉法人減免制度など、所得が一定以下の方に対する費用の負担減免制度があります。

運 営 理 念

【人 権】

一、利用者の人権を尊重した福祉・介護サービスを提供します。

【自 由】

二、利用者の主体性を尊重し、自由意志を大切にします。

【生 活】

三、利用者の生活を尊重し、より良い環境を整えます。

【普 通】

四、「普通の」、「あたりまえの」生活の実現を目指します。

【生 命】

五、生きてあることの肯定、共に歩む施設。

〒023-0833

岩手県奥州市水沢上姉体二丁目1番地22

特別養護老人ホーム福寿荘

TEL 0197-28-1234

FAX 0197-28-1230

ホームページ <http://www.fukujusou.jp>

利用の手引き 第25-3版

令和8年1月1日 改訂